

事件名：「THE BOOM」送信可能化権訴訟

法分野：著作権法

東京地方裁判所平成19年1月19日判決

(<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070119161719.pdf>)**【事案の概要】**

本件アーティストBの所属する音楽事務所Xが、レコード会社Yに対し、Bの実演に係る、音源に関するレコード製作者の送信可能化権について、立法による権利創設前に締結された以下の本件各契約により譲渡されることはないなどと主張して、Xが権利を有することの確認を求めているのに対し（本訴）Yは、Xに対し、Xの主張するレコード製作者の送信可能化権も、本件各契約による譲渡の対象になると主張して、Yが権利を有することの確認を求めている事案（反訴）。

（前提事実）

・XとA（Aの会社分割により本件各契約をYが承継）は、レコード原盤に関する音源（A音源）につき、平成元年5月21日付け共同制作原盤譲渡契約（第1契約）平成3年3月20日付け共同制作原盤譲渡契約（第2契約）平成5年5月10日付け共同制作原盤譲渡契約（第3契約）を締結して原盤制作費各2分の1を負担して制作し、レコード原盤に関する音源（B音源）につき、平成6年11月21日付け覚書（第4覚書）を締結してXが原盤制作費全額を負担して制作した（第4覚書は、第3契約に附帯した形で締結されており、定めがない事項は第3契約の規定を準用する）。

・第1・2契約には、「第6条（権利の譲渡）Xは、本契約に基づく原盤に関しXの有する一切の権利（X・Bの著作隣接権又はXの著作権を含む）を、何らの制限なく独占的にAに譲渡する。この権利には、一切の複製・頒布（貸与・放送・有線放送・上映を含む。以下同じ）権及び二次使用料等...の徴収権を包含する。Aは、如何なる国に於いても、随時、本契約の終了後も引続いて自由に、且つ独占的に当該原盤を利用してレコード及びビデオを複製し、これらに適宜のレーベルを付して頒布することが出来る。...」との条項があり、第3契約にもほぼ同一の規定があり、第4覚書にはこの点に関する規定がないため、第3契約の規定が準用される。

・平成9年著作権法改正により、レコード製作者に対し送信可能化権(96条の2)を認める規定が創設され、平成10年1月1日から施行されている。

【争点】

各音源に関するレコード製作者の送信可能化権の帰属(平成9年著作権法改正によりレコード製作者の送信可能化権が法定される前に締結された本件各契約に基づく原盤に関する無制限かつ独占的な権利譲渡条項の解釈)

【争点に対する判断】（結論：本訴・反訴ともにX敗訴）

送信可能化権も、本件各契約第6条の包括的な譲渡の対象となり、改正法が施行された平成10年1月1日時点で、レコード製作者たるXの下に付与されたものが、同時に、XからAに譲渡され、Yが承継している。

〔理由の要点〕

本件各契約には、原盤に関しXの有する「一切の権利」を「何らの制限なく独占的に」譲渡する旨の規定があること、それによりレコード会社は原盤に対する自由でかつ独占的な利用が可能となったこと、そこでは著作隣接権の内容が個々に問題にはならず、原盤に対する自由でかつ独占的な利用を可能ならしめるための一切の権利が問題になっていること、他方、Xはレコード会社から収益を印税の形で受け取り、レコード製作者の権利の譲渡の対価を収受することができること、このような関係は、音楽業界において長年にわたる慣行として確立していることの事情を総合的に考慮すれば、本件各契約により、原盤に関するXの有する一切の権利が何らの制約なく譲渡されている。

契約で定めた「放送権」に「衛星放送権」も「有線放送権」も含まれないと判断した東京高裁平成15年8月7日判決（ライオン丸事件）は著作権の一部譲渡の事案であり、当初から包括的な全部譲渡を目的とする本件各契約の場合とは、当事者の意思解釈の手法等で異なる。

【コメント】

本判決では、音楽業界における契約関係・業界慣行を考慮して判断しており、他の分野・業界等の事例にも適用できるかは検討を要する。

【参考文献】

2007年3月8日 担当：弁護士 佐々木奏